《例２》

【自主取組宣言】

取引の適正化、料金透明化に向けて

　２０２４年４月２日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

（以下、「液石法」という。）の施行規則（省令）が改正されました。

　（　事業所名を入れる　）（以下「私達」と言う。）は、これを遵守するために取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針を広く公約し、お客様から選択されるＬＰガス事業者であり続けるために事業所一丸となって取組んで参ります。

【基本原則】

１・お客様との信頼関係構築

　　私達は、LＰガスが国民生活や産業活動に不可欠な基幹エネルギーであることを十分に認識したうえで、自ら販売するＬＰガス供給の安定と共に取引を適正にし、わかりやすい料金体系とすることにより、お客様との信頼関係を構築します。

２・お客様以外の関係者との信頼関係構築

　　私達は、上記１と同様に、自らの従業員のほか、事業に係る取引先等との間においても信頼関係を構築します。

３・社会への貢献

　　私達は、ＬＰガスの社会的、経済的な重要性に鑑み、自らの事業の維持・発展を図ると共に、それが社会への貢献となるよう事業活動を行います。

　　すなわち、自らの事業が社会によって支えられていることでサステナブル（持続可能）な存在であり続けることを認識したうえで、自らも社会への貢献を念頭に活動します。

1. **お客様との信頼関係構築（基本原則１）**

１－１　法令の遵守

　　私達は、「液石法」に基づく登録を受けて事業を行っており、法に規定される事業者に対する保安・取引に係る各種規制について遵守しています。

　　しかし、長年に亘り、ＬＰガス業界の商慣行がお客様の信頼を損なう場合が多々

　あったことから、この度商慣行是正により取引の適正化・料金の透明化を図るために

　「液石法」において新たな規制が導入されることになりました。

　　私達は、こうした背景を重く受け止め、改めて法令を遵守すべきことの重要性を確認しました。

　　特に２０２４年４月２日公布、７月２日に施行される「液石法」改正省令で規定

　される以下３点については重く受け止め、遵守していきます。

　　〇　過大な営業行為の制限

　　〇　三部制料金の徹底（２０２５年４月２日施行）

　　〇　ＬＰガス料金等の情報提供

１－２　法令の遵守を担保する体制整備

　　私達は、１－１にある法令の遵守を履行するため、従業員全員、更に協力関係にある事業者及びその構成員に至るまで法令遵守を徹底します。

１－３　法令遵守に向けたお客様との関係構築

　　私達は、法令遵守徹底を確保するため、お客様に対して当社が法令遵守を徹底することを十分に説明すると共に、お客様からの意見等を受入れ、吸い上げ、それに対して速やかに応答するなどお客様が当社との取引に満足するような良好な関係性構築を図っていきます。

1. **お客様以外の関係者との信頼関係構築（基本原則２）**

２－１　事業運営の理念等の共有

私達は事業運営を行ううえで、お客様以外にも社員はもとより当社が関係する取引先等すべての関係者に対して事業理念を周知し、その実現に向けた行動指針についても判りやすい説明を行います。

1. **社会への貢献**

３－１　事業運営の理念

　　私達は、自らの事業が社会に受け入れられることにより存立していることを深く認識し、社会への貢献を第一義として事業活動を行います。

令和６年　　月　　日

　　　　事業所名

　　　　代表者名